

諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の納税通知書発送用封筒（以下「封筒」という。）に、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、諏訪市広告掲載取扱要綱（平成28年諏訪市告示第16号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 広告の掲載者（以下「広告主」という。）の募集は、公募により行う。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、持参又は郵送により市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、内容を審査して広告掲載の可否を決定し、その結果を諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）又は諏訪市納税通知書発送用封筒広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者が複数の場合は、要綱第5条の規定により決定するものとする。

3 前項の規定により広告の掲載順位を決定することができないときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第5条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により広告掲載料を一括して市に納付しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第6条 広告主は、その責任において広告の原稿を作成するものとし、その費用を負担するものとする。

2 広告を封筒に印刷する費用は、市が負担するものとする。

(広告掲載)

第7条 広告掲載は納税義務者に対する封筒への印刷によるものとし、封筒の発送時期は市長が別に定めるものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(禁止行為)

第9条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる行為

(2) 広告掲載を行った封筒を用い、市の推奨・推薦があるとした営業行為

(取消し及び賠償の求め)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取

り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告の原稿が提出されないとき。
 - (2) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
 - (3) 広告の内容が要綱第3条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (4) 広告主が要綱第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (5) 広告主が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
 - (6) その他市長が広告を掲載することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、その旨を諏訪市納税通知書発送用封筒広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による広告掲載の決定の取消しにより市に損害が生じたときは、広告主に対し、その賠償を求めることができる。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。